

保存版

P T A 規 約



千里みらい夢学園
吹田市立桃山台小学校

昭和42年竣工

創立42年4月1日

(6月15日が記念日)

吹田市立桃山台小学校PTA規約

第一章 名称及び所在地

- 第 1 条 この会は吹田市立桃山台小学校PTAという。
- 第 2 条 この会の所在地を大阪府吹田市桃山台1丁目5番1号、吹田市立桃山台小学校内におく。

第二章 目的及び活動

- 第 3 条 この会は子どもの安心と安全のために、大人が繋がり活動することを目的とする。
- 第 4 条 この会は、この学校に在籍する児童の保護者とこの学校に勤務する教職員で構成される。

第三章 方針

- 第 5 条 この会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。
1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他団体及び機関と協力する。
 2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的としない。
 3. この会またはこの会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推せんしない。
 4. 学校の人事その他、管理には干渉しない。

第四章 保護者協力金

- 第 6 条 この会の保護者は、協力金を任意で納めるものとする。金額は細則に記す。

第五章 経理

- 第 7 条 この会の活動に要する経費は、協力金及びその他の収入によって支弁される。
- 第 8 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。
- 第 9 条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。

第六章 役員

- 第 10 条 この会の役員は次のとおりである。
- | | | | |
|----------|------|-----|------|
| 会長 | 1名以上 | 副会長 | 1名以上 |
| 書記 | 1名以上 | 会計 | 1名以上 |
| コーディネーター | 1名以上 | | |
- また、必要に応じて本部サポーターを置く。
- 第 11 条 役員は、4月1日から就任し、任期を1年とする。再任を妨げない。
- 第 12 条 役員の任務は次のとおりとする。
1. 会長は、会務を総理し、この会を代表する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をする。
 3. 書記は、会の記録を作成し、その庶務を掌理する。

4. 会計は、会の財産を管理し、金銭の出納を掌理する。
5. コーディネーターは、PTA本部の安定的な運営体制の維持をサポートする。

第七章 会計監査

- 第13条 この会の経理を監査するために、2名の会計監査をおく。
- 第14条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。
- 第15条 会計監査は、必要に応じて随時会の経理監査を行い、その結果を運営委員会及び定期総会に報告する。
- 第16条 会計監査の選出及び任期は役員に準ずる。

第八章 教職員

- 第17条 教職員は、学校運営ならびに教育上、運営委員会等に出席して意見を述べるができる。

第九章 総会

- 第18条 総会は、全保護者をもって構成され、この会の最高決議機関である。
- 第19条 総会は、定期総会と臨時総会とする。
臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または家庭数の1/3以上の要求があった時に開催する。
- 第20条 総会は、家庭数の1/5以上の出席をもって成立する。
前項は委任状をもって代えることができる。
- 第21条 総会の議決は、出席者の過半数の同意を要する。

第十章 運営委員会

- 第22条 運営委員会は、役員と教職員、各ボランティアリーダーをもって構成され、各部によって立案された計画を討議承認し、また総会に提出する議案について協議する。
- 第23条 運営委員会は、必要に応じて開催する。
- 第24条 運営委員会の議決は、出席者の過半数の同意を要する。

第十一章 個人情報の取り扱い

- 第25条 この個人情報取扱方法は、この会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する保護者の権利・利益を保護することを目的として制定する。
- 第26条 この会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、個人情報保護法に則って運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。
- 第27条 この会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により保護者に周知する。
- 第28条 この会では個人情報を次の目的のために利用する。

1. 協力金請求、管理等のための連絡
2. この会の事業に関する文書等の送付
3. この会の運営に必要な名簿等の作成
4. コーディネーター活動

第 29 条 この会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、この会の代表宛に書面で提出された次の事項とする。

1. 氏名
2. 電話番号
3. その他必要とするもので同意を得た事項

要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

第 30 条 保護者は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目またはすべての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。

不同意の申し出があった場合、この会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

第 31 条 個人情報は、この会の役員が適正に管理する。不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

第 32 条 個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

第 33 条 この会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第 34 条 個人情報を第三者（第 33 条第 1 号から第 4 号の場合及び府、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供年月日
3. 提供する対象者の氏名
4. 提供する情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨

第 35 条 第三者（第 33 条第 1 号から第 4 号の場合及び府、市役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 第三者の氏名／住所
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第 36 条 この会の保護者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

第 37 条 この会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第 38 条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちにこの会の役員に報告する。

第 39 条 この会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第 十 二 章 細 則

第 40 条 この会の運営に関して必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の決議を経て定める。運営委員会は、細則を制定または改廃した場合は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

第 十 三 章 改 正

第 41 条 この規約は、総会において出席者の 2／3 以上の賛成がなければ改正することができない。ただし、改正案は少なくとも総会開催の 1 週間前に全員に知らせておかなければならない。

付 則

この規約は昭和 42 年 1 月 22 日から施行する。（設立年月日 昭和 42 年 1 月 22 日）

（ 改 正 ）

- | | |
|----------------------|------------------------------|
| (1) 平成 16 年 2 月 14 日 | 一部改正（別紙資料参照） |
| (2) 平成 25 年 2 月 14 日 | 第七章第 15 条を改正 |
| (3) 平成 28 年 2 月 23 日 | 第十三章 追加 |
| (4) 平成 29 年 2 月 21 日 | 第一章第 2 条及び付則一部改正 |
| (5) 平成 30 年 2 月 20 日 | 第十三章 個人情報の取り扱い 改正 |
| (6) 令和 2 年 2 月 18 日 | 第十三章第 38 条第 4 項を改正 |
| (7) 令和 4 年 2 月 25 日 | 第七章第 15, 18 条、第十二章第 31 条一部追加 |
| (8) 令和 7 年 2 月 20 日 | 委員制廃止、ボランティア制移行に伴う改正 |

細 則

第 一 章 役員及び会計監査の選出と就任

- 第 1 条 役員及び会計監査の選出と就任は、次のとおりとする。
1. 役員の選出は、立候補または推薦によって行う。
 2. 役員の抽選による選出は行わない。
 3. 役員は、コーディネーターが募集・推薦を行い、候補者の意思を確認したうえで立候補者とする。
 4. コーディネーターが候補者を指名する場合は、氏名を公表する前に必ず被指名者の同意を得なければならない。
 5. 役員及び会計監査は、総会に出席した会員の過半数の承認により選出される。
- 第 2 条 役員に欠員を生じたときは、その補充につき運営委員会で決定することができる。任期は前任者の残任期間とする。
- 第 3 条 役員が決まらない場合は、空位または他の本部役員が兼任することができる。

第 二 章 総 会

- 第 4 条 年度始めの総会で、前年度収支決算の承認及び当年度年間計画・収支予算の審議を行う。
- 第 5 条 年度末の総会で、次年度役員及び会計監査の選出を行う。

第 三 章 コーディネーター活動における個人情報利用について

- 第 6 条 コーディネーターの活動においては、来年度の本部役員の募集および選考に必要な個人情報を適正に取り扱い、プライバシーの保護に留意する。
- 第 7 条 個人情報の利用は、次のとおりとする。
1. 本部役員候補者の募集・推薦・選考
 2. 候補者との連絡・確認
 3. 本部役員決定後の引き継ぎに関する連絡

第 四 章 暫 定 予 算

- 第 8 条 会計年度開始から総会において予算が成立するまでは、前年度の予算に準じて収入支出することができる。前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなすものとする。

第 五 章 慶 弔 規 定 内 規

- 第 9 条 桃山台小学校に係る者の災害時の見舞金と死亡時の弔慰金について規定する。
桃山台小学校の在籍児童、保護者及び教職員の災害に対して、基本的には見舞金を支出しないが、必要に応じて運営委員会での合意を得て支出することができる。

第六章 保護者協力金

第10条 保護者協力金は任意で、児童1人あたり1,000円/年を徴収する。金額は、収支決算および保護者数を考慮し、運営委員会が次年度の保護者協力金を決定し、変更があれば2月開催の総会までに報告・承認を得るものとする。そのため、徴収額は年度により変更される場合がある。保護者協力金の徴収対象は、引き落とし時点で本校に在籍している児童とする。徴収後に転出した場合であっても返金は行わない。また、年度途中で転入した児童に対しては、個別の徴収は行わない。

第七章 改正

第11条 この細則は、運営委員会において構成員の2/3以上の賛成がなければ改正することができない。

付 則

この細則は昭和42年11月22日から施行する。

(改 正)

- | | | |
|------|-------------|---------------------------------|
| (1) | 昭和42年12月22日 | 細則第5条、第12条のただし書きを改正 |
| (2) | 昭和51年 2月29日 | 細則第10条、第11条を改正 |
| (3) | 平成12年 5月21日 | 細則第6条、第10条、第11条を改正 |
| (4) | 平成13年 2月17日 | 一部改正 |
| (5) | 平成14年 2月16日 | 細則第9条を改正 |
| (6) | 平成16年 2月14日 | 一部改正 (別紙資料参照) |
| (7) | 平成17年 2月19日 | 一部改正 (別紙資料参照) |
| (8) | 平成18年 2月18日 | 細則第九条を改正 |
| (9) | 平成22年 5月23日 | 細則第六章を追加 |
| (10) | 平成29年 2月21日 | 細則第五章第13条を追加 |
| (11) | 平成29年12月 2日 | 細則一部名称、内容を改正 |
| (12) | 令和 2年 2月18日 | 細則第五章第13条を追加 |
| (13) | 令和 4年 2月25日 | 細則第三章第9条一部追加
以下の章数および条数を繰り下げ |
| (14) | 令和 7年 5月17日 | 委員制廃止、ボランティア制移行に伴う改正 |
| (15) | 令和 8年 1月31日 | 細則第10条を改正 |